

野田市子ども医療費の助成に関する  
規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和5年5月25日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第36号

### 野田市子ども医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は一部」を削る。

第5条第1項中「次の各号に掲げる医療の区分に応じ、当該各号に定める額」を「一部負担金又は自己負担金に相当する額」に改め、各号を削る。

第8条第1項ただし書中「当該期間内に子どもが12歳に達する日以後の最初に到来する3月31日がある場合及び」を削り、同条第2項を削る。

第11条第2項後段を削る。

別表を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の野田市子ども医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第7条第2項の規定による受給券の交付及び第8条の規定による受給券の有効期間の更新に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第7条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る助成について適用し、同日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。